

善隣

No.480 通巻747

2017年（平成29年）6月1日発行（毎月1日発行）

2017

6



一般社団法人 **国際善隣協会**



善 隣 目 次 2017年 6 月号

尖閣／釣魚諸島問題における紛争の知覚プロセスへの着目 —1972年～2012年の朝日・読売新聞の関連報道の推移……………	丁偉偉 2
---	-------

公開講演会記録

『毛沢東の対日戦犯裁判』から 戦後日中関係を考える……………	大澤武司 10
石油天然ガスなどの資源は百年先まで十分ある —重質油・シェールオイル・シェールガスの開発によって 埋蔵量評価が増大した炭化水素資源……………	本村真澄 18

中国ウォッチング……………	編・訳 上松玲子 26
---------------	-------------

出かけてみました

途中下車の島を物語る……………	中川啓造 28
春の日本銀行見学会……………	戌亥芳秀 30
陶々俳壇……………	馬場由紀子選／長野宏太郎 31
協会通信・会員だより・同好会だより・編集後記……………	32
2017年6月の行事予定……………	33

善 隣 第480号 通巻747号

2017 (平成29) 年6月 1 日発行

発行所 〒105-0004 東京都港区新橋1-5-5

一般社団法人 国際善隣協会

TEL 03 (3573) 3051

FAX 03 (3573) 1783

発行人 矢野一彌

印刷所 (旬)ゆにおんプレス

定価 一部400円 年額4,800円

振替 00120-0-145956

国際標準逐次刊行物 ISSN 0386-0345

©禁無断転載

表 紙

ひたち海浜公園ネモフィラ群生

(撮影：福島靖男)

表紙裏

上：日本銀行見学会 (撮影：戌亥芳秀)

下：山東理工大留学生、李玲さん歓迎会

(撮影：姜晋如)

裏表紙

上：ひたち海浜公園チューリップ群生

下：ひたち海浜公園ネグリタダブル

(撮影：福島靖男)

尖閣／釣魚諸島問題における 紛争の知覚プロセスへの着目

—1972年～2012年の朝日・読売新聞の関連報道の推移

同志社大学社会学研究科メディア学専攻 丁偉偉

はじめに

1972年に日中関係が正常化して以来、日中関係には時代に伴う変化がみられる。80年代の後半までに、日中の友好関係の構築を最優先とする認識は、両国間に共有される形で発展してきた。しかし、90年代に入ると、冷戦の終結にともない、国際情勢が一変した結果、日中関係に影響する要因はより多様かつ複雑になった。さらに、2000年以降、日中両国の間にはライバルとしての競争意識や多様なレベルにおける相互不信が広がり、歴史問題が絡んだ対立・誤解を煽る争点が鮮明に浮かび上がってきた。その中でも尖閣／釣魚諸島領有権をめぐる問

題（以下、尖閣諸島問題）はその代表例である。

日本内閣府が毎年実施している「外交に関する世論調査」では、日本国民の対中感情に時系列変化がみられる。それは日中関係の変化と一致している結果であり、尖閣諸島問題の影響が垣間見える推移となっている。このように、時代とともに変化しつつある日中関係の大枠から、尖閣諸島問題を時系列で検討することは、この問題に対する適切な対応についての手がかりを与えることができるのではないだろうか。

1. 日中両政府の対立を示し、国民認識を形成させる尖閣諸島問題の関連報道

社会心理学の観点から見ると、人々の世論に対する認識は、認知的情報プロセスとして位置づけられ、いわゆる、媒体を通じて形成される「社会全体の動き」という、直接自分で全体像を目にできない抽象的な対象についての認識」そのものである〔池田謙一・唐沢穰・工藤恵理子・村本由紀子（2010）『社会心理学』有斐閣、322頁〕。そしてメディア研究においても、ニュース・メディアが近代的な世論形成の原動力になるという考え方が定式化されて以来、マスメディアによるニュース報道と世論形成との関連性が語られている〔大石裕・岩田温・藤田真文（2000）『現代ニュース論』有斐閣〕。すなわち、尖閣諸島問題をはじめとする、直接経験できない争点問題に対

する人々の認識は、マスメディアの報道によって形成され、世論というかたちで共通認識化すると考えられる。

争点問題に対する国民認識を取り扱う従来の研究では、アンケート調査を行ったうえでの分析が一般的であるが、ここでは尖閣諸島問題に関する研究をマスメディアの関連報道の分析からスタートした。なぜなら、マスメディアの関連報道と、日中両政府の尖閣諸島問題における行動や対応から読み取れる同問題に対する認識、および国民の認識形成との間に存在しうる相互関係を検討することがより本質に迫ることができると考える。国際問題に関する報道は人々に直接経験ではなく、間接経験としてもたらされるものだからである。マスメディアの関連報道を新聞に限定し、尖閣諸島問題に関する新聞報道を時系列に分析することによって、尖閣諸島問題における日中両政府の対応にみられる時代的特徴と変遷を明らかにし、同問題をめぐる日中両政府の対立認識がいかに形成・蓄積されてきたのか、を検証することができる。

2. 尖閣諸島問題による紛争発生リスク

紛争研究において、国際紛争における争点のタイプを戦争期間と戦後期に分けて検討した結果 (Holsti, K.J. 1977) からわかるのは、限定的領土による紛争の割合は戦前、戦後ともに最も高く、国家名誉による紛争発生は最も少ないという点である。「8つのタイプに分けられ、戦後に占めている割合の順番(高→低)は①1限定的領土、②2解放紛争、③3政府の構成、④4国家の統一、⑤5戦略的帝国主義、⑥6国家の名誉、⑦7分類不可、⑧8国家の名誉のようである(①11タイプ番号 111割合を占める順番)」。すなわち、領土問題をめぐる対立は国際紛争を発生させる可能性が高いといえる。今日世界中における領土問題をめぐる対立からみると、領土問題と国家名誉という2つの争点による相乗効果は、領土ナショナリズム(玄 2006)として顕在化してきた。今後、このような領土問題をめぐる対立は、紛争発生のリスクを一層増加させる可能性がある。

また、過去に発生した領土問題がきっかけになった国際紛争を対象にし、比較分析を行った研究 (Ron E. Hassner 2007) では、領土紛争における領有権を定着させる3つのプロセス「これらのプロセスは①material entrenchment

(灯台の建設、新たな地図の制作、教科書の関連記述の修正など)、②functional entrenchment (新たな軍事のパトロール政策——海上巡視・制空権など)、③symbolic entrenchment (ナショナリズムの呼びかけ、憎悪感情の培養など)に分類される」が存在することが示されている。このような3つのプロセスは尖閣諸島問題においても存在し、尖閣諸島を自国の領土として定着させようとする動きは関連報道から読み取れ、国民の尖閣諸島問題に対する認識との関連性を指摘した研究 (丁 2016) もある。つまり、尖閣諸島問題をはじめとする領土問題を、これまでの歴史から問題の起源や経緯について検討することができ、そののみならず、解決が難しい領土紛争へと発展するまでに存在している領有権を定着させようとするプロセスへの注目が重要である。すなわち、このようなプロセスによって形成される国民同士の領土問題に関する対立意識が領土ナショナリズムとしてあらわれるのであり、そのことが問題解決へのマイナスの影響を生み出すことを認識する必要がある。

さらに、破壊的な集団間の紛争と国際紛争の発生原因を検討する研究 (Bal-Tal & Geva 1989、2012 大淵憲

一 2015)では、知覚プロセスが果たした中心的役割が指摘されている。「紛争当事者は紛争に関する自分たちの信念が客観的現実に基づいていると主張するが、実際には彼らが得ている情報は、既存の知識に影響を受けた知覚プロセスを通じて伝えられたもの (Bal-Tal & Geva 1986、2012)」という指摘は、紛争の知覚プロセスという概念に当てはまる。紛争の知覚プロセスをより理解するためには、紛争 (conflict) の定義を確認することが重要である。この Daniel Bar-Tal (2011、2012)は、紛争を「二者以上が目標や関心について互いに正反対であると知覚し、その知覚に基づいて行動を決定している状況」と定義し、「紛争が発生するために必要な2つの条件——①対立認識と、②それに基づく行動決定」があると指摘した。すなわち、紛争を引き起こす行動決定には対立認識が前提条件として存在する。

筆者は、以上の2つの条件——①対立認識、と②対立認識に基づく行動決定という前後の順番に着目し、この2つの条件を紛争発生に至るまでの2つの段階とする。尖閣諸島問題をめぐる紛争発生の行動決定よりも、第1段階 (第1条件) の対立認識、いわゆる、日中両政府およ

び国民の尖閣諸島問題に対する認識のほうに焦点を当てる。すでに述べたように、このような認識の形成には、関連報道が重要な役割を果たしていると考えられる。さらに知覚プロセスの視点から、尖閣諸島問題の関連報道を分析し、国民の尖閣諸島問題に対する認識に多大な影響を与えうる日中両政府の対立認識がいかに蓄積されているのかを検討したうえで、尖閣諸島問題の関連報道と同問題の深刻化の関連を実証的に検証することを試みる。

3. 関連報道の時期区分による報道特徴の変遷

微の変遷

1972年から2012年までの尖閣諸島に関する朝日新聞と読売新聞の記事件数を把握したところ、両新聞ともに2010年から12年までの3年間の記事件数はその以前の38年間 (1972年から2009年まで) の2倍に達した。これは、2010年の尖閣諸島衝突事件および2012年の尖閣国有化問題によって関連報道が増加したと関連しているといえる。これは、先ほど取り上げた日本内閣府の「外交に関する世論調査」で示した日本人の対中感情を表すデータと一致している。すなわち、2010年の

尖閣諸島衝突事件を尖閣諸島問題、そして日中関係の転換点と位置付けることができる。しかし、転換点といっても、2010年以降の関連記事は1972年からの関連報道の一環に過ぎず、他の時期の関連報道との相互作用によって、国民の尖閣諸島問題に対する認識を形成する経過をたどっているのではないかと考える。

記事件数の増加を基準にし、3つの報道ブーム——1978年～79年の第1次報道ブーム、1996年～97年の第2次報道ブーム、2010年からの第3次報道ブームが抽出できる。日中関係の変遷 [第2次世界大戦からの日中関係を指し、関連の先行研究 (毛里 2006、家近 2012) を参照した] をふまえたうえで、3つの報道ブームを軸にし、3つの報道の時期区分——第1期 (1972年～95年)、第2期 (1996年～2009年)、第3期 (2010年～12年) を行った。それぞれの時期に当てはまる記事内容を分析で検討した結果、時代にもなう報道特徴の変遷を以下のようにまとめる。

まず、1972年日中国交が正常化してから、80年代末までの日中関係の蜜月期と呼ばれる時期においては、日中関係を最優先するという両国の共通認識のもとで、尖閣諸島問題は事実上に「棚上げ」

された。その結果、朝日新聞と読売新聞ともに尖閣諸島問題を中心テーマとするメイン記事の割合は、他の問題に関する報道のなかで当問題に触れる、すなわち、尖閣諸島問題そのものに関する報道ではない非メイン記事よりも、圧倒的に多い。非メイン記事の割合は3つの報道時期の中で最も少ない。すなわち、尖閣諸島問題を他の問題と関連付け、問題の解決を複雑にさせる傾向はみられない。そして、同問題に言及する中心テーマの時代的な変遷を検討した結果、この時期においては、尖閣諸島問題を領土問題として言及する一方、漁業や石油をはじめとする資源問題を解決するための共同開発という構想に関する言及が特徴的である。このように、尖閣諸島問題をめぐる対立認識よりも、日中関係を最優先するという日中両政府の共通認識のもとで、この時期における当問題の沈静化がみられる。

それに対して、第2期においては、第1期よりも、他の問題の枠で触れられる非メイン記事の割合が増えており、尖閣諸島問題に関わる国内政治や政治家の関連報道が記事の大半を占めていた。すなわち、同問題は日中の外交問題にとどまらず、国内政治や国際情勢との関わりが強まってきた結果、同問題の解決がより

複雑化してきた。そのうえで、第1期に多くみられる尖閣諸島における資源の共同開発という論調が減りつつ、尖閣諸島の領有権を主張するための自国領土として定着させようとする動きが活発化していることがこの時期の特徴である。以上の特徴を尖閣諸島問題の活発化と関連付けることが可能である。

さらに、第3期においては、メイン記事とともに非メイン記事の増加が目立つようになった。しかも、この時期の非メイン記事は第1期と第2期よりも、非メイン記事が出現する割合がより高くなっており、尖閣諸島問題が国内政治運営にもたらす影響の増大も指摘できる。その代表例としては、国会討論においての尖閣諸島問題に関する一行程度の言及である。すなわち、尖閣諸島問題の深刻化は非メイン記事の激増と関連し、尖閣諸島問題が国内外のさまざまな政治・経済・社会の側面に影響をもたらしていることがこの時期の記事から読み取れる。第2期よりも、この時期においては、尖閣諸島を自国の領土として定着させようとする傾向は両新聞の関連報道で強くなった。つまり、2010年の尖閣諸島衝突事件および12年の尖閣諸島国有化問題をきっかけに、当諸島の領有権を定着させよう

とする動きが国内政治と連動しながら顕著化した。

4. 尖閣諸島の領有権を定着させようとする記述

朝日新聞と読売新聞の尖閣諸島問題に関する社説を分析した研究(丁 2016)より、尖閣諸島を記述する枕詞(補充表現)の使用においては、時系列的な特徴がみられる。特に尖閣諸島を自国の領土として定着させようとする「沖縄県の尖閣諸島」「沖縄県・尖閣諸島」という表現の使用は尖閣諸島問題の深刻化とともに頻出している。尖閣諸島問題を報道する記事では、尖閣諸島を記述する枕詞(補充表現)の使用状況によって異なる意味合いが生じる可能性(メディア言説に関する研究(大石 2005))が言説と権力作用の相互関係を指摘したように、本稿も尖閣諸島を記述する枕詞(補充表現)に注目し、意図を問わない意味合いを検討する」が考えられ、領土の領有権を定着させるプロセスの観点で検討することが重要である。

すべての記事を確認したところ、尖閣諸島を記述する枕詞(補充表現)は以下の5つの種類——①沖縄県・尖閣諸島

「沖縄県尖閣諸島、沖縄県の尖閣諸島と

いう記述も含まれる」、②尖閣諸島（中国名・釣魚島）「尖閣列島（中国名・釣魚島）、尖閣諸島（中国名・釣魚島）、尖閣諸島（中国名は釣魚島）などの記述も含まれる」、③東シナ海の尖閣諸島「東シナ海・尖閣諸島という記述も含まれる。④と⑤の記述も同様である」、④沖縄県・尖閣諸島（中国名・釣魚島）、⑤東シナ海の尖閣諸島（中国名・釣魚島）にわけて使用されることがわかった。両新聞ともに尖閣諸島（中国名・釣魚島）という表現が5種類の枕詞（補充表現）の中で最も多くみられた。続いて多く使用されるのは、沖縄県・尖閣諸島という表現で、この2種類を合わせて両新聞ともに大部分を占めることがわかった。尖閣諸島に沖縄県という枕詞を置くことは、尖閣諸島が日本（沖縄）の領土であるという意味合いで尖閣諸島を自国の領土として定着させようとする動きがあるといえる「これについて意図的かどうか、現段階では確認できない。今後朝日新聞社へのインタビューを通じて解明することが望ましいと考えられる」。それに対して、尖閣諸島（中国名・釣魚島）と、東シナ海・尖閣諸島、および東シナ海の尖閣諸島（中国名・釣魚島）という3つの表現からは、尖閣諸島の領

有権について示唆していない。

「尖閣諸島＝日本領土」の意味合いを示唆する沖縄県という枕詞の使用は1990年以前にはなく、2010年以前の1年間ごとに一桁の出現回数にとどまっている。しかし、2010年からは、沖縄県・尖閣諸島という表現が頻繁に使用されるようになった。それに対して、尖閣諸島の領有権を示唆していない尖閣諸島（中国名・釣魚島）という表現は1972年からすでに使用されており、最も頻繁に使用されたのは1996年から97年の2年間で全体の出現回数の半分を超えた。2010年の朝日新聞での高い出現頻度を除けば、出現回数は少なくなった。東シナ海・尖閣諸島、および東シナ海の尖閣諸島（中国名・釣魚島）という2つの表現も2010年のやや高い出現頻度を除けば、出現回数は5つの表現の中で最も少ない。つまり、両新聞の尖閣諸島問題に関する記事の中に、尖閣諸島を自国の領土として定着させようとする報道の特徴が読み取れる。

以上から、尖閣諸島を自国の領土として定着させようとする対立の動きの活発化から、日中両政府の尖閣諸島をめぐる対立認識がいかに蓄積し、それによって国民対立認識がいかに形成されているの

かについて、紛争の知覚プロセスを用いて検討することが可能になる。

5. 紛争の知覚プロセスからの検討

すでに述べたように、ここでは紛争の知覚プロセスの観点をを用いて、紛争発生 の2つの条件―①対立認識と②対立認識に基づく行動決定を紛争発生に至るまでの2段階と位置付け、紛争発生の行動決定に至る前の対立認識が蓄積されるプロセスに注目する。言い換えれば、尖閣諸島の領有権をめぐる日中間の対立はいかなる形で顕在化してきたのか、そして日中両政府の対応に検討の焦点を当てる。紙幅の関係から、ここでは第1期から第3期の41年間に於ける尖閣諸島をめぐる対立から、3つの時期で発生した類似する事件を取り上げ、当問題対応の時期的な特徴を明らかにする。3つの時期における類似の事件の抽出は、3つの報道チームに当てはまる年別の関連報道を中心に、尖閣諸島問題・日中関係の転換点といわれる2010年の尖閣諸島衝突事件を参照した。その結果、中国船舶の尖閣諸島周辺への接近「このような問題について、日中両政府が異なる認識を示しており、日本政府の「尖閣諸島周辺の領海

侵犯／侵入」という言い方に対して、中国は「釣魚諸島海域への進入」と認識したため、本稿はこれらを検討したうえで、「尖閣諸島周辺への接近」にする」・上陸が時期を問わず、日中間に緊張感をもたらす尖閣諸島問題の代表例であることがわかった。それゆえ、尖閣諸島周辺の中国船舶の接近に対して、3つの時期の関連報道から、日本政府の対応にあらわれる時代的な特徴を検討したうえで、同問題をめぐる対立認識が如何に蓄積されてきたのかを明らかにする。

まず、取り上げたのは、(第1期) 1978年の4月12日に中国漁船が尖閣諸島付近で航行し滞在していたことがきっかけとなった尖閣諸島問題である。78年に日中平和友好条約の締結交渉を行っている日本政府は、尖閣諸島領有権に関する認識について中国と対立しているが、日中関係の発展を最優先し、尖閣諸島問題の悪影響を最小に抑えようとする立場をとった。当時の園田外相は事件発生後の13日の参院外務委員会で「事件がどう発展していくか、重大な関心を持っているが、第一に事実を確かめ、第二に中国側の真意を確認した後、(わが国の実情などに対する) 中国の誤解をとき、沈着に解決するよう全力を尽くす」[読売新聞・

1978年4月14日東京朝刊・21頁の記事「きぜんとした方針貫く 外相答弁／中国漁船尖閣諸島領海侵犯」より」という政府の対応方針を明らかにした。その上で、尖閣諸島問題を政治問題化しないように、11管区海上保安本部(那覇)は「だ捕などの強行措置はとらず、警告を続けながら当面は静観の方針」[朝日新聞・1978年4月14日東京朝刊・1頁の記事「領有権主張の示威行動か 漁船立退かず―中国漁船団尖閣列島領海侵犯」より]に従い、当問題の解決を可能にした。また、中国との平和友好関係を維持発展することは今回の尖閣諸島問題による変更を否定する立場から明らかである。紛争の知覚プロセスの観点をを用いて検討すると、ここで言及されるだ捕などの強行措置の回避は、紛争発生第1段階の対立認識から、第2段階の行動決定へと発展させないことにとって、極めて重要であることがわかる。このような動きは第1期の関連報道に数多くみられる。

第2期においては、2004年に日本政府が尖閣諸島に上陸した中国人の活動家を逮捕したことによって、尖閣諸島問題をめぐる日中間の対立は高まる一方であった。当事件の発生当初に、日本側は1978年の尖閣諸島問題を対応した際

に避けられた「だ捕」(第1期)という強行措置をとったが、最終的には当時の日本首相を務める小泉氏の「日中関係に悪影響を与えない大局的な判断」により、中国人活動家を送検せず強制送還し、当事件の早期決着が図られた。これに対し、「事件の背景や目的を十分に解明せず送還したのは不適切だ」と疑問視する声も出ている[読売新聞・2004年3月27日東京朝刊・3面記事「尖閣上陸・強制送還『特例』適用、決着急ぐ『解明せず送還、不適切』の声も」。さらに、「24日の関係省庁会議では、東シナ海への影響を強める中国をにらみ、『毅然(きぜん)』と対応すべきだ』との意見が出た。自民党、民主党の一部では、尖閣諸島を日本の領土と確認する国会決議を求める動きも出始め、30日には衆院安保委員会が領有権を確認する決議を可決した」[朝日新聞・2004年3月31日東京朝刊・オピニオン1の記事「先鋭化する領有争い 尖閣上陸事件巡る日本の対応」より] ことも報じられた。このように「毅然(きぜん)と対応すべきだ」[朝日新聞・2004年3月31日東京朝刊・オピニオン1の記事「先鋭化する領有争い 尖閣上陸事件巡る日本の対応」より。尖閣上陸事件巡る日本の対応」は関連

関連社説の分析(丁 2016)は関連

記述の使用頻度と尖閣諸島問題の深刻化との関連性を指摘した」という意見が顕在化し、その対応のひとつとして「海上保安庁などによる監視態勢の強化」〔読売新聞・2004年3月29日東京朝刊・政治の記事「尖閣諸島不法上陸 石破防衛長官『監視強化を』より」が当時の石破防衛長官によって示されたように、尖閣諸島問題に対する日本の政治家の姿勢は強硬になりつつある。

第1期と比べると、第2期における尖閣諸島に関する対立認識は深刻化しつつある。さらに、尖閣諸島問題の対応をめぐって、政権内の対立も浮かび上がってきたことに注目すべきである。第1期においては、尖閣諸島問題の対応は政権内での対立が少ないが、第2期においては、政府の尖閣諸島問題に関する対応へ不満を持っている政治家はより強硬な対応を求めていることがこの時期の特徴である。第3期で取り上げたのは2010年の尖閣諸島衝突事件であり、「肅々と国内法を執行する」当時の民主党政権は中国人船長を逮捕することによって、日中両政府の対立がエスカレートする一方であった。最終的に那覇地検は中国人船長の釈放を発表し、与野党から当時の菅政権への批判が高まった。第2期の2004年

尖閣諸島問題の対応について、当時の小泉首相は「問題が日中関係に悪影響を与えないよう、大局的に判断するという基本方針を関係当局に指示していた」〔朝日新聞・2004年3月27日東京朝刊・2総合の記事「『法で判断』政府強調 尖閣上陸の7人送検せず」より〕と明言した。しかし、2010年の尖閣諸島問題が発生した第3期になると、当時の菅首相は当該問題の早期解決を促すような発言をしていたが、表面上ではそれを明言できず、「船長釈放について『検察当局が総合的に考えた』として、関与を全面否定」〔朝日新聞・2010年9月23日東京朝刊・1総合の記事「『もっと早くできないのか』船長釈放前、菅首相が解決迫る 検証・尖閣衝突』より〕していた。当時の仙谷官房長官は記者会見で、政府はあくまでそれを決めた検察の判断を追認したと強調した〔読売新聞・2010年9月25日東京朝刊・1面記事「中国人船長釈放へ 尖閣衝突『日中関係を考慮』異例の政治決着』より〕。

この点は極めて重要であり、3つの時期それぞれの政権の尖閣諸島問題に関する対応を検討するには、いかに対応していたのかよりも、いかに対応できたのかに注目すべきであろう。すなわち、第1

期においては、日中両国間および日本社会でのある種の共通認識が存在しており、それは日中関係の発展を最優先することであるといえる。その結果、尖閣諸島問題が発生した際に、両政府間での積極的な意思疎通が行われ、冷静な対応に基づく問題の早期解決が可能になった。第2期においては、国内外情勢の変化とともに、より多くの争点をめぐる対立〔この時期は尖閣諸島問題よりも、小泉政権の靖国神社参拝による日中関係への影響が大きいと考えられる〕が浮上しはじめ、日中関係は冷え込むようになった。その結果、第1期に存在していた日中両国間による問題の早期解決を可能にした、いわゆる積極的な意思疎通が困難になった。ただし、事態の長期化が日中間の対立を拡大させるといふ懸念が日本政府の主流派の共通認識の中に存在しつつ、「日中関係に悪影響を与えない大局的な判断」に基づく当該問題の早期解決は最終的に実現可能であった。しかし、第3期においては、当時与党としての民主党政権に施政経験の不足、および政権基盤の弱さが指摘される。さらに、与野党を問わない対立の高まりとともに、対外強硬という風潮が盛んになったことがこの時期の特徴である。その結果、2010年の尖閣

諸島衝突事件における日本政府の対応で示したように、当問題の解決をめぐる中国との意思疎通がより困難になってきた。ただし、2010年・12年の尖閣諸島問題が日中関係にもたらした悪影響は決して第3期だけの問題ではなく、長い年月で積み重なった結果と考える。

おわりに

以上の分析をまとめると、まず、第1期においては、尖閣諸島の領有権を定着させようとする動きがみられ、尖閣諸島をめぐる日中両国間の対立認識が存在していた。しかし、これらの対立を解消するために、日中両政府間では積極的な意思疎通が行われていた。その結果、尖閣諸島問題をきっかけとした紛争の発生が避けられた。すなわち、尖閣諸島問題をめぐる対立は認識にとどまっており、紛争を引き起こす対立の行動までに発展していなかったことが明らかになった。紛争の知覚プロセスの観点で言えば、紛争発生を引き起こす対立認識やそれに基づく行動決定がみられなかったといえる。そして、第2期においては、尖閣諸島領有権をめぐる争いの活発化がみられたように、第1期でみられた日中両国間の認識の対立のみならず、この時期から尖

閣諸島を自国の領土として定着させようとする動きも活発になった。ただし、日中関係に直接的な打撃を与える対立の行動までに発展していなかった。しかし、第1期と比べると、この時期における日中両政府は当問題を解決しようとする、意思疎通の不足に問題があった。すなわち、消極的な意思疎通しか見られなかったことに注目すべきである。

さらに、第3期における尖閣諸島衝突事件、および尖閣諸島国有化問題が発生したことによって、尖閣諸島問題は日中関係に直接的な打撃を与えた。この結果は、決して第3期の問題にとどまらず、第1期と第2期の尖閣諸島問題からの対立認識が蓄積した結果といえよう。つまり、前の2つの時期と異なり、第3期における尖閣諸島問題に関する日中両国間の対立が認識のレベルにとどまらず、紛争を引き起こしかねない行動決定へと発展しようとする動きが確認できた。

このように、尖閣問題の深刻化が避けられない原因としては、当問題をめぐる日中両国間の対立認識の積み重ねによるものだと指摘できる。より重要なのは、紛争の知覚プロセスによる持続的な悪影響に注目することである。すなわち、長い間存在している対立認識の第1段階に

きちんと対応しないまま、対立認識に基づく行動を決定する第2段階に発展した場合、紛争が避けられない。このために、紛争の前段階にある対立認識を解消すること、すなわち紛争の知覚プロセスの逆転を実現させることが尖閣諸島問題をはじめとする諸問題にとって、重要な課題である。ここでの知覚プロセスの逆転を可能にするのは、対立を解消しようとする政府間の意思疎通の努力、対立問題を報道するマスメディアのアジェンダ設定、および国民同士の対人コミュニケーションによる相互理解の三者三様の相互作用であろう。

著者略歴（てい い）

1986年中国江西省生まれ。

2013年同志社大学大学院社会学研究科修士課程終了、現在同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程在籍。論文「日中関係促進とテレビ番組の役割に関する一考察 中国中央テレビ『岩松が日本を見る』の分析を例に」（日本僑報社）、「尖閣（釣魚）諸島問題に関する日本の新聞報道について 1972年～2012年の朝日と読売の関連社説の分析を例に」（同志社大学社会学会）など。

『毛沢東の対日戦犯裁判』から 戦後日中関係を考える

熊本学園大学外国語学部准教授 大澤武司



はじめに

『毛沢東の対日戦犯裁判』と言われても、多くのかたが詳しくはご存じないと思います。さきの大戦にかかわる対日戦犯裁判では、A級戦犯7名を処刑した東京裁判とB・C級戦犯934名を処刑したアジア・太平洋各地でのものがよく知られています。「以德報怨」を唱えた蒋介石の中華民国も中国各地で149名の日本人戦犯を処刑しました。

他方、1949年10月、新たに中華人民共和国を樹立した中国共産党は、1956年6月から7月にかけて遼寧省の瀋陽と山西省の太原の特別軍事法廷で計45名の日本人戦犯を「国家」として裁きました。しかし、死刑や無期懲役は科さず、

最高刑は懲役20年、それもシベリアや中国での抑留期間も刑期に算入するなど、いわゆる「寛大」とも評される対日戦犯処理を行いました。また、開廷時、中国には撫順と太原の戦犯管理所に計1062名の戦犯がいましたが、起訴された45名以外はいずれも「免訴釈放」が言い渡され、ほどなく祖国の地を踏むこととなりました。

前半では『毛沢東の対日戦犯裁判』がいかなるものであったのか、2004年以降、中国の外交部が公開した膨大な檔案（公文書）を利用した最新の研究成果を、後半では、帰国した1000名余りの日本人戦犯が設立した「反戦平和・日中友好」を目標とする「中国帰還者連絡会」の活動を跡づけつつ、戦後日中関係

史上におけるその歴史的意義について簡単にお話できればと思います。

『毛沢東の対日戦犯裁判』とはなにか？

最初にご紹介したいのが、なぜ戦後に誕生した中国に1526名もの日本人戦犯がいたのかということです。毛沢東が日本人戦犯をその手中におさめた経路は主に2つです。

まずはソ連から移管された日本人戦犯969名です。彼らは終戦と前後してソ連軍が満洲国に攻め込んだ際に捕虜として身柄を拘束され、その後、シベリアで抑留された満洲国政府関係者や関東軍将兵たちの一部です。1950年7月、彼らは中ソ国境の街・綏芬河で引き渡され、

遼寧省の瀋陽近郊にあった撫順戦犯管理所に収容されました。

これ以外にも中国国内で逮捕された日本人戦犯が557名いました。その大部分が戦後、山西省に残留した日本軍将兵たちでした。よく知られるように山西省は長らく国民政府の軍閥領袖である閻錫山が支配してきましたが、終戦後の国共内戦を見据えて、ほぼ無傷の状態にあった北支那方面軍第一軍（澄田陳四郎司令官）に協力を要請した結果、最終的には2600名の日本軍将兵が残留することになりました。

国共内戦で国民政府が敗れた結果、彼らのうちで捕虜となったものが後に戦犯とされました。罪が重いものが太原戦犯管理所（136名）に収容され、比較的罪が軽いものが河北省易県の西陵農場（417名）で政治教育を受けました。この西陵組は他の戦犯たちよりもひと足早く、1954年8月に免訴釈放が言い渡され、日本に帰国を果たしました。このほか、国内で逮捕された戦犯には731部隊関係者が4名いました。

「寛大」とも評される対日戦犯処理を「国家としての中国」が実現したのは、まず理念的な背景がありました。1920年代、中華民国北京政府打倒を掲げ、

中国共産党は中国国民党と手を組んで「国民革命」を進めましたが、その過程で蒋介石が反共クーデターを發動した結果、中国共産党は排除されました。その後、中国共産党はさらに南京国民政府を打倒するために農村で「土地革命」を行い、農民たちの支持を獲得していきました。

この中国共産党が組織した農民たちを主力とする「工農紅軍」が掲げたのが「三大紀律八項注意」（最初は「三大紀律六項注意」）です。そのなかには「俘虜を虐待しない」という項目があり、国民政府軍（国民革命軍）の捕虜はもとより、抗日戦争中には、捕虜となった日本軍兵士にも優待政策が実施されました。

当時、中国に亡命していた日本共産党の野坂参三が校長を務めた「延安日本労働学校」で日本人捕虜が「日本軍国主義の実態」や「中国侵略戦争の罪悪」を学び、「反戦」活動に従事したことはよく知られています。もちろん、この捕虜優待政策には「敵軍瓦解工作」的な側面もありましたが、このような伝統的な捕虜優待政策が中国の対日戦犯処理につながっていきました。

他方、「寛大」処理が実現した背景には、1950年代当時の東西冷戦という国際情勢もありました。サンフランシス

コ体制が成立した後、日本と中国は国交不在の状態に陥りました。毛沢東は、隣国の日本と接近するため、「二分論」という思想を提起しました。これは「『軍国主義者』と『日本人民』を区別する」「『日本人民は日本『軍国主義』の被害者』『同じ日本『軍国主義』の被害者である日中両国の人民は団結できる』というもので、この思想に基づき「民間先行、以民促官」の戦略、つまり、民間交流を推進することで日中両国の実質的な関係を積み上げていこうと考えました。民間貿易や文化交流などが実現したのもこの戦略を反映したものでした。

その意味では、この「寛大」な対日戦犯処理も、日中両国の関係改善の文脈において、中国側にとっては極めて重要な意味を持っていました。もちろん、伝統的な「革命的人道主義」という側面から「寛大」な対日戦犯処理を行ったという点は否定しませんが、やはり、日本の人びとに「革命中国」への憧憬、つまり憧れや親近感を持たせようとする「想い」も同時に込められていました。

では、毛沢東の対日戦犯裁判はどのように行われたのか。詳しくは私の本をお読みいただければと思いますが、日本人戦犯の多くが自分のことを「捕虜」だと

考えていました。実際、彼らの大部分はシベリアで「捕虜」として扱われていましたが、中国では「戦犯管理所」に入れられ、「戦犯」とされました。彼らは日本を戦争へと引きずり込んだ東条英機など、国家の指導者たちこそが戦犯だと考えていたので、中国の「戦犯」指名に強く反発しました。

他方、戦犯管理所の職員たちも家族を日本軍に殺されるなど、日本人に強い恨みを抱いているものが多くいました。日本による中国侵略の「被害者」であった職員が多くが公安部や司法部、人民解放軍などから「仇を討つ」ために喜び勇んで赴任しました。つまり、「敵同士」として対峙することになったのです。

案の定、戦犯管理所では戦犯と職員たちの衝突が発生しました。戦犯たちは自分たちが「捕虜」であると主張し、中国は国際法に違反していると反抗的な態度をとりました。一方の職員たちも戦犯たちの食事の野菜などを洗わずに調理したり、食事を配膳する時に飯桶を蹴って運んだりするなど、露骨に恨みをぶつけました。このような状況を大きく変えたのが、当時、総理と外交部長を兼ねていた周恩来の指示でした。周恩来は日本人戦犯を「殴ったり、罵ったり、人格を侮辱

してはならない」「彼らの民族的風習、習慣を尊重せよ」「一人の逃亡者も一人の死亡者も出してはならない」などと命じました。この結果、管理所では1日3食、白米が主食とされ、戦犯たちに入浴や散髪が許されるなど、建国直後の中国としては破格の厚遇が与えられました。

同時に周恩来は「思想面から彼らの教育と改造を行うことに意を用いよ」とも命令しました。この結果、戦犯管理所では「情勢教育」と呼ばれる、初歩的な学習活動が開始されました。この「情勢教育」では、まず当時の東西冷戦などの世界情勢や朝鮮戦争の動向など、戦後の国際情勢に関する情報が学習の教材とされました。

このような基礎的な教育を経て、戦犯管理所では日本人戦犯に対する段階的な思想「改造」が展開されていきました。一般に中国による「改造」教育は「反省学習」「認罪坦白（タンパイ）」「尋問調査」の三段階で行われました。その目的は、日本人戦犯たちに「中国侵略の罪行」を認めさせ、反省を促すことでした。

1952年春、サンフランシスコ講和条約が発効するのと同後して中国は戦犯たちに対する「反省学習」を開始しました。具体的には、レーニンの『帝国主義

論』などを教材とし、戦犯たちに自主的な学習・討論をさせることで、かつての日本がなぜ帝国主義の道を歩み、中国侵略の尖兵として彼ら戦犯たちが戦場へと駆り出されたのか、という問題に向き合うことを求めました。

そして、戦犯たちは「日本軍国主義の尖兵」として「中国侵略」に駆り出されたことを踏まえつつ、その「侵略の現場」で自らが犯した「罪行」を「認め」、さらにその「罪行」を「坦白（タンパイ）」すなわち「告白」するという段階に進んでいきました。戦犯たちは自らの「罪行」を手記などに綴るのと同時に、他の戦犯たちや管理所の職員たちの前で、自らの言葉ですべてを語ることを求められました。殺人や放火、略奪、強姦、拷問など、心のうちに秘めた自らの「罪行」をさらけ出すことが求められたのです。

もちろん、自らの「罪行」を頑として認めようとしない戦犯たちもいました。特に将官・佐官級の軍人や憲兵、警察官などは強い抵抗を示しました。「認罪」を拒む戦犯たちに対して中国側は、「最高人民検察院東北工作団」を組織して、体系的な「尋問調査」を行うなど、徹底的に追及しました。綿密な現地調査に基づき集められた数多くの「鉄証（確かな

証拠」を突きつけられると、最終的に彼らも「罪行」を認めざるを得なくなりました。

1955年夏までには「認罪坦白」「尋問調査」がほぼ終了し、多くの戦犯が「認罪」するに至っていました。この状況を踏まえて中国は日本人戦犯の最終処理、すなわち裁判準備に入っていました。

従来、中国による対日戦犯裁判の準備過程、すなわち戦犯たちの量刑をめぐる議論がどのように行われてきたのか、その内実はほとんど知られてきませんでした。しかし、幸運にも胡錦濤政権時代の2004年1月、中国外交部が建国初期の外交文書の公開に踏み切りました。最終的に1949年から1965年までの史料が公開されたのですが、そのなかに裁判準備を担当した最高人民検察院の「党組」が作成した関係文書が数多く含まれていたのです。

瀋陽と太原に設置された特別軍事法廷で最終的に起訴された日本人戦犯は合わせて45名でした。最初にご紹介したように、1人の死刑も無期懲役もなく、最高でも20年の懲役刑でした。しかし、1955年9月に検察院党組が最初に提出した量刑案では、「死刑・懲役15年以上・

長期懲役」が28名となっており、そのうち「死刑7名・執行猶予付き死刑3名」とされていました。起訴対象者も155名にのびりました。

もとより、毛沢東や周恩来などの中国の指導者たちは日本人戦犯を「寛大」に処理すると何度も表明していました。しかし、戦犯の管理・教育や尋問調査、さらには中国各地で戦犯たちの「罪行」調査を行ってきた検察関係者、すなわち「現場」は死刑を科すべきだと強く主張していたのです。

この検察院党組が作成した原案は、当時、対日工作の実務を管轄していた廖承志など、日本問題の専門家の議論を経て周恩来のもとに届けられました。廖承志は指導者たちの意向を踏まえ、「現場」のスタッフたちに「死刑」や「無期懲役」を科さないよう何度も説得を行いました。しかしながら、1955年12月20日、最終的に周恩来に提出された検察院党組の量刑案は、最高刑として「無期懲役」を求めました。

このような「現場」の要求に対して、周恩来が主催した中央政治局会議（12月28日）は、「寛釈大多数・懲治極少数（大多数の者を寛大に釈放し、極少数の者に刑を科す）」という方針を決定し、

「死刑」のみならず「無期懲役」までも科さないことを確認しました。

本来、党中央の決定は絶対です。量刑議論に携わった検察院党組のメンバーをはじめ、戦犯管理所の幹部らはいずれも黨員でした。黨員は党中央の決定に従わなければなりません。しかし、検察院党組や管理所職員たちは、いまだ「人民の義憤」が根強いことを理由に挙げて、周恩来に中央決定の「再考」を強く求めたのです。

しかし、周恩来は「日本人戦犯に対する寛大な処理については、20年後に中央決定の正しさが理解できるようになるだろう」と語りました。つまり、将来の日中関係の改善を見据えた「深謀遠慮」という観点からの処理が必要だと説得を重ねたのです。それでも「現場」の不満はなかなか収まりませんでした。最後には「現場」も「寛大」なる処理方針に対する「深い理解の欠如が深刻であった」と自己批判し、これを受け入れました。

1956年6月から7月にかけて、瀋陽と太原で特別軍事法廷が開かれました。瀋陽では関東軍関係者で師団長・旅団長クラスを中心とする8名と満洲国関係者で政府職員や満洲国軍・司法・警察・憲兵関係の28名が、太原では北支那方面軍

第一軍の将兵や山西産業職員など山西残留日本軍関係者、そして国民政府の特務関係者の計9名が起訴されました。すでに「改造」教育を受け、自らの罪行を認めていた戦犯たちは法廷で自ら「極刑」を望みましたが、最高刑はあくまで懲役20年とされました。

なお、起訴されなかった1017名の戦犯たちは、3回(335名・328名・354名)に分けてそれぞれ「免訴釈放」が言い渡され、日本へと送還されました。起訴された戦犯は、その後、「撫順戦犯管理所」改め「撫順戦犯監獄」に収監され、東京オリンピックが開催される1964年までにはすべての戦犯が帰国を果たしました。

中帰連と「反戦平和・日中友好」運動

では、中国の戦犯管理所で「思想」改造を受けて「認罪」するに至った日本人戦犯たちは帰国後、どのような後半生を歩んだのでしょうか。

「免訴釈放」された戦犯は1956年7月以降、3回に分けて舞鶴へと降りたちました。彼らは各地へと散っていきましたが、東京の引揚寮「常盤寮」に入った国友俊太郎第一梯団長らが中心となって、1957年1月、帰国戦犯であるこ

とを会員の要件とする「中国帰還者連絡会」(以下、中帰連)が結成されました。彼らは「反戦平和・日中友好」という「長期的課題」と日本政府に対する「経済・補償要求問題」という「当面の緊急問題」の解決を掲げて活動を展開していきましました。

ただ、彼らが歩んだのは茨の道ともいえるものでした。共産主義国家である「革命中国」から帰国した彼らは「中共帰り」の「アカ」呼ばわりされ、家庭や職場などに「公安」がやってきて監視されるなど、その社会復帰・生活再建は容易ではありませんでした。

帰国した彼らが最初に直面した組織的な試練が『三光』事件でした。1957年3月、中帰連は、戦犯管理所で自分たちが「認罪」を行う過程で執筆した手記を中国の協力を得て入手し、これを『三光』(殺しつくし、焼きつくし、奪いつくす)というタイトルでまとめ、光文社から出版しました。出版から20日間で初版の5万部を売りつくすなど、元戦犯たちの「罪行」告白に対して大きな社会的反響がありました。

もっとも、「皇軍」の戦争犯罪を暴露する『三光』は、右翼団体などから激しい攻撃を受けました。出版元の光文社に

は、電話による脅迫まがいの抗議や凶器を携えた暴漢の乱入などの圧力がありました。結局、光文社は『三光』の増刷を控えることになりましたが、中帰連は出版社を変えて『三光』を世に問い続けることで「反戦平和・日中友好」の理念を貫いていきました。

詳しくはご紹介できませんが、自らの「罪行」を告白する証言活動(「バクロ」活動)や自伝の出版活動などを継続的に展開すると同時に、1958年2月に北海道で発見された「劉連仁」の祖国送還支援運動や中国人俘虜殉難者の遺骨送還運動などにも中帰連は積極的に関わっていきました。

ただ、戦犯管理所で「同じ釜の飯」を食べた中帰連のなかにも、その目的の優先順位をめぐって意見の対立が深まっていくことになります。中国で学んだ「認罪」精神に基づき、「反戦平和・日中友好」運動こそが中帰連の最優先課題であるとする会員と日本政府に対する「経済・補償要求」運動こそが組織の最優先課題であるとする会員との間に溝が生まれていきました。特に東京を中心とする本部の役員たちが前者を、そして、地方の会員たちが後者を優先すべきだと主張していました。すなわち、それは組織として

の「本質」をめぐる意見対立でもありました。

このような対立があったところに中国の文化大革命が発生しました。毛沢東が発動した文化大革命は、その評価をめぐって日本国内の日中友好運動を分裂させました。特に「共同声明」の支持をめぐって日中友好協会が2つに分裂すると、中帰連も「文革中国」との関係をいかにすべきかという問題をめぐって鋭い内部対立が発生しました。

つまり、中帰連の一部の会員にとっては、戦犯管理所での「認罪」教育を通じて「鬼から人へ」と生まれ変わらせてくれた「革命中国」あるいは「毛沢東思想」への共鳴が、「文革中国」への共鳴へとつながっていったのです。結果的に「認罪精神」に基づき「反戦平和・日中友好」運動を最優先すべきだと訴えてきた本部の役員たちのなかに「文革中国」への強い共鳴を示す者が多くいました。

もとより、中帰連をはじめとする当時の日中友好団体のなかには日本共産党の影響を受けている団体も数多くあり、中国共産党と決別した日本共産党の指示に従って「文革中国」を批判する立場をとった組織も多くありました。

このようななか、「文革中国」に共感

した藤田茂会長や国友俊太郎常任委員長ら一部の本部役員やこれに賛同する会員たちは、「反戦平和・日中友好」の精神を貫くため、中帰連から「離脱」して新たに「中帰連（正統）」という別組織を立ち上げました。1967年2月、設立10年目にして中帰連は「中帰連」と「中帰連（正統）」という2つの組織に分裂を余儀なくされたのです。

これ以降、中帰連は1986年10月に再び統一されるまで約20年近くにわたって分裂状態が続きます。この間、1972年9月には中帰連の念願であった日中国交正常化が実現しました。「文革中国」との関係を持っていた「中帰連（正統）」は日中友好運動の最前線にいましたが、多くの会員がそのまま属していた「中帰連」は、日本国内で証言活動や自伝出版などの「反戦平和」運動を続けていましたが、「日中友好」運動については、静観する場面も少なくありませんでした。

しかし、ご存知のようにこのような状況は後に大きく変わっていきます。1976年9月に毛沢東が逝去し、後継の華国鋒が「四人組」を逮捕して文化大革命を終結に導くと、その後の中国はその姿を大きく変えていきました。特に復活した鄧小平が1978年12月以降、「改革

開放」政策を導入すると、毛沢東時代に社会主義建設を最優先に掲げていた中国は完全に過去のものとなりました。

なかでも1981年6月の第11期6中全会で採択された「建国以来の党の若干の歴史問題についての決議」（歴史決議）で文化大革命が中国共産党自身によって全面否定されると、「文革中国」の評価をめぐって分裂に至った中帰連のなかにも、大きな動揺が広がりました。つまり、「文革中国」への「共鳴」に基づき新組織を立ち上げた「中帰連（正統）」でしたが、その原点ともいえる「毛沢東の文化大革命」そのものを中国共産党自身が否定したのです。かつての「離脱」という行動そのものの妥当性が問われる事態に陥ったのです。

加えて、「改革開放」という中国国内の新たな比較的自由な雰囲気は、日中間の交流を大きく前進させ、戦犯たちの「恩師」である管理所の元職員たちと帰国した戦犯たちの交流を加速させました。いまだ中帰連は分裂していましたが、いずれの組織に属する会員たちも「恩師」と再会したいと強く望むようになり、その「恩師」たちも「統一した中帰連」の招待であれば、喜んで招きに応じると申し出たのです。

「恩師」たちの「共同招待」に向けて2つの組織が次第に歩み寄るなか、中帰連分裂に際して中心的な役割を果たした中帰連の創設者でもある国友俊太郎元「正統」常任委員長は、自らのこれまでの「認罪」精神に「忠実」だった行動を振り返り、「自己批判」をしつつ、両組織の統一についても前向きな意向を示すに至りました。

1986年10月、中帰連は統一され、再びひとつの組織となりましたが、その後、国友俊太郎氏は組織運営の中心からは身を引き、一会員として2002年4月に中帰連が解散するまでその活動に参加し続けました。

なお、統一を成し遂げた後も中帰連は「反戦平和・日中友好」運動にさらに邁進していきました。特に東西冷戦が終結し、新たな国際情勢のなかでPKO協力法に基づき自衛隊が海外に派遣されるようになり、さらに終戦50年の「村山談話」に反応するかのよう「歴史修正主義」が台頭してくると、中帰連の会員たちはその老躯に鞭打ちながらも「反戦平和・日中友好」の論陣を張る『季刊中帰連』を創刊するなど、「最期の最期」まで管理所で学んだ「認罪」精神に基づき、活動を続けました。

とはいえ、会員の高齢化という現実に対抗することはできませんでした。2002年には会員の平均年齢が82歳を超え、『季刊中帰連』の発行や証言活動など、中帰連の中核となる運動を展開していくことが極めて困難となりました。特に16年にわたって会長を務めてきた富永三三氏が2002年1月に鬼籍に入ると、全国組織としての活動に終止符を打たざるを得ない状況となりました。

2002年4月、五反田の「ゆうぼう」と中帰連の「解散と継承の大会」が開かれました。私も参加していました。そこでは中帰連の「解散」が宣言されましたが、これと同時に、「撫順の奇蹟を受け継ぐ会」という中帰連の「反戦平和・日中友好」の精神を「継承」して活動する後継団体の設立も宣言され、その活動はその後、今日まで15年にわたり続けられています。私も「受け継ぐ会」の創立メンバーの一人です。いまも「研究者」の立場からこの活動に積極的に関わっています。

本日の講演で内容をご紹介させていただいた『毛沢東の対日戦犯裁判』という本を私がまとめさせていただいたのも、このような経緯があったからこそです。撫順や太原の戦犯管理所での日本人戦犯

たちの「認罪」や「翻身」を「中共による洗脳」だと切り捨てる論者も少なくありませんが、特に中帰連のひとつとが歩んだ「後半生」を改めて振り返りつつ、全体としてこの「歴史」を評価する必要があるのではないかと私は考えています。

おわりに

中国の大国化が叫ばれ、その脅威に対する警戒が強まるなか、日中関係も新しい段階に入りつつあります。このようななか、かつて1950年代の「以民促官」の文脈でも実施された「寛大」な対日戦犯処理が再び中国国内でも注目されつつあります。

昨年は極東軍事裁判70周年ということで、中国国内で数多くの「東京裁判」関係の国際シンポジウムが行われ、連合国の対日戦犯裁判に強い関心が集まりました。また、これと同時に中国国内では「中華民国」による対日戦犯裁判（BC級戦犯裁判）にも注目が集まっており、上海交通大学の東京裁判研究センターなどは東京裁判や「中華民国」の対日戦犯裁判に関する実証研究を積極的に展開しています。

連合国による東京裁判や連合国の一員であった「中華民国」による対日戦犯裁

判とは、すなわち戦後国際秩序が創造される過程における極めて重要な歴史的イベントでした。これに関与することは第2次大戦後の世界秩序の創造者としての「正当性」を主張するために極めて重要な意義があったと言えます。

もっとも、中華人民共和国の誕生は1949年10月であり、すでに東京裁判や「中華民国」の対日戦犯裁判が終結した後でした。当然、「中華民国」が拘束していた日本人戦犯たちも日本に送還されていました。中華人民共和国は一連の対日戦犯裁判、すなわち「戦後国際秩序が創造される過程における重要な歴史的イベント」に関与することができなかったのです。その意味で、戦後10年が経過していましたが、中華人民共和国が自ら日本人戦犯を裁いた1956年夏の瀋陽と太原の特別軍事法廷は中華人民共和国にとっても重要な意味を持つことになりました。

近年、中華人民共和国は東京裁判や「中華民国」による対日戦犯裁判、そして「中華人民共和国」による対日戦犯裁判を一連の過程として捉え直そうとする動きを見えています。例えば、2016年3月に出版された『正義的審判——紀念中国人民抗日戦争勝利70周年』（人民法

院報社編）では、これら3つの裁判を合わせて「対日戦犯裁判」と定義し、「中華人民共和国の対日戦犯裁判」をもって連合国による対日戦犯処理が完結したとの枠組みを提示しています。

つまり、「寛大」な処理方針に基づき対日戦犯裁判を完結させた「中華人民共和国」は、「中華民国」の正当な後継者であると同時に、「戦後国際秩序が創造される過程における重要な歴史的イベント」の関与者として、第2次大戦後の戦後国際秩序創造者の一員であり、その秩序維持の責務を当然のこととして負うべき存在であると自らを位置づけ、主張しようとしているのです。すなわち、『毛沢東の対日戦犯裁判』という歴史的事実は、政治的・経済的・軍事的に大国化を成し遂げた現在の中国にとって、アメリカと伍して世界秩序維持の責任を負う正当性を主張する根拠になりうるものと考えている節が見られます。

今年の初めに中国の教育部が「一四年抗戦論」を提起した背景にも同様の考え方があってはいないかと推測されます。すなわち、盧溝橋事件（1937年7月）以前の「満洲国」などにおける中国共産党系の反日ゲリラの抗日活動を「世界反ファシズム戦争」の一端だと位置づける

ことで、中国共産党の「世界反ファシズム戦争」への貢献を強調しようとする意図も読み取れます。一昨年開館した南京大虐殺記念館の新館が「世界反ファシズム戦争」への中国の貢献を強調する内容の展示になっているのもこれと無関係ではないと思います。

日中間に国交がなかった時代の「寛大」な対日戦犯処理がある意味で「政治カード」「外交カード」として用いられたことなども本のなかには書かせていただきましたが、かつての『毛沢東の対日戦犯裁判』が今日においても政治的・外交的文脈において用いられる可能性があることを最後に指摘しておきたいと思っています。（2017年3月16日・アジア研究懇話会）

講師略歴（おおさわ たけし）

1973年東京都生まれ。96年中央大学法学部卒業、2000年埼玉大学教養学部卒業、06年中央大学大学院法学研究科博士課程修了、博士。熊本学園大学外国語学部准教授。日本現代中国学会常任理事。

著書『毛沢東の対日戦犯裁判 中国共産党の思惑と1526名の日本人』（中央公論新社）

石油天然ガスなどの資源は百年先まで十分ある

— 重質油・シェールオイル・シェールガスの開発に よって埋蔵量評価が増大した炭化水素資源

(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構主席研究員 本村眞澄



1. 石油時代は環境浄化と森林回復 をもたらした

石油は、近代文明を支える代表的な資源と見なされている。そのせいか、大気汚染や熱帯雨林での森林伐採など近代文明の否定的な面についても、石油が元凶であるかのようなイメージが付いて回る。あたかも石油それ自身が自然破壊をもたらす物質であるかのようにである。しかし筆者は、実態はその真逆であることを強調したい。

ランプ油採取のために乱獲されていたクジラは、19世紀後半に石油が出現してランプ油の原料に取って代わってから、その個体数を回復することができた。石炭の塵埃で霧に覆われていたロンドン

は、第2次大戦後の石油の普及で、元の清潔な街に戻ることができた。自動車や航空機が石油なしでは動かないことは言うまでもない。石油の最大の功績は、人類のかなりの部分を過酷な労働と劣悪な環境から救ったことにある。

安藤広重の東海道五十三次などを見ると、江戸時代の日本の風景というものは、樹木が随分とまばらなのに驚く。人々はエネルギー源として主に木を切って使っていたからである。広重の他の浮世絵を見ても、木の少なさは共通している。森林に対する「過干渉」の時代は幕末・明治と続き、伐採が進んで森林は減少し続けてきた。しかし、エネルギー源を石炭そして石油に転換してからは回復に向かい、山からの砂の流出も大きく減少した。アマゾンなどで報じられている森林伐採

は、商品性のある木が生えている場所か、焼き畑農業などで農地転用が進められている場合であり、石油はむしろ森林の拡大に貢献している。バイオエネルギーへの依存が高すぎると自然破壊がもたらされ、化石燃料の使用によって環境に好影響が表れているのが実態である。

今はむしろ「山に芝刈りに」行く人がいなくなつて、日本では森林は一転、「管理放棄」となっていることが問題視されている。これへの反省から、例えばバイオマスエネルギー発電を普及させることにより、山での間伐材の採取がよい収入を生むようにして、適切な「森林管理」を取り戻す政策が試みられている。

化石燃料の第1号は石炭であった。それから、石油、そして天然ガスが利用されるようになった。即ち、固体、液体、

気体へと「進化」してきた。ただ、この中で一番扱い易いのは液体の石油である。

エネルギー革命は、まず石炭の利用から始まったが、石炭は大量の燃え滓を排出し、石炭の硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)による汚染も凄まじいものがある。19世紀の終わりころに内燃機関が発明されたこと、20世紀に入って石油生産量が大きく増加してきたことを背景に、石炭から石油への転換が熱心に主張され始めた。英国では海軍の軍艦の燃料として石炭から石油への転換が論議されるようになった。石油は石炭の4分の1の重量で同じ出力があった。また、最大出力に達するまでに、石炭では4〜9時間もかかるところ、石油なら5分以内でピークへの到達が可能であった。また、搭載できる燃料の規模から、軍艦の行動半径では、石油艦は石炭艦の4倍の広さになったという。

しかし、何よりも石油が魅力的だったのは、燃料補給に要する手間が劇的に改善したことである。クレーンもなかった時代、石炭では水夫による袋運搬で積み込むより他なく、500人を動員して栈橋から甲板まで担ぎあげるのに5日間かかるところ、石油ならポンプによる給油で、12人ついて12時間で済むといった具

合である。

1912年4月に、大英帝国の海軍大臣であったチャーチルは、英国海軍の主要艦に関して石油を燃料とするよう転換することを決定した。英国は石炭が豊富にあるものの、当時石油は全く産しないことから、これへの反対論が英国国内にもあった。石油の供給をバクーやベネズエラなどの情勢不安定な外国に頼るのは賢明でない、ウェールズなどで産する石炭に依存する限りエネルギーは安全ではないか、とする見解である。これに対して、チャーチルは石油の「供給源の分散化」によって、エネルギー供給の安全が保証される、そして安定して確実な石油の供給はビジネスを多様化することで可能になると反論した。実際、石油は供給の迅速性と柔軟性において大英帝国の安全保障に決定的な強みを発揮したと言える。チャーチルの展開した議論は、今日におけるエネルギーの安全保障論の嚆矢となっている。

2. 石油はあと何年あるのか？

(1) 石油の可採年数とは「その年まで販売できる石油を確保済み」という意味
資源の指標の一つに「可採年数(Res-

erves/Production)」というものがある。埋蔵量をその年の生産量で割って得られる値である。これを特定の鉱山に対して使うならば「あと何年でこの鉱山は採り尽くす」という意味になるが、単一の鉱床ではなく資源全般に使うのであれば、意味は全く異なる。可採年数の本来の意味は、「何年先まで手当済み」ということである。もしも石油会社、油田から石油を生産して販売しながら、新たに石油を見つける努力を一切しなければ、言われてきた可採年数を経ると、石油会社には石油の「在庫」がなくなってしまう。しかし、当然のことではあるが、石油会社は資金を使い、新しい油田を発見する努力を世界中で展開している。こうして「資源の手当済み期間」は毎年先送りされていく。あくまで適切な技術を踏まえることが前提だが、多くの資金を使って探鉱を展開すれば、発見される石油の量も多くなる蓋然性が高くなる。資源量は個別の発見鉱床では所与のものかも知れないが、全世界で見るとそれは「投資の関数」であると言って良い。

金属で見ると、銅の可採年数は37年と言われている。銅は殷の時代から、3000年以上使われて来た。あと37年でなくなってしまうと思う人はいないだ

ろう。1年経つと、可採年数が自動的に1年分減るといふ、機械のメーターのような世界ではない。今後の37年間というのは、世界の銅資源にとっての「手当済みの期間」であるに過ぎない。

(2) 石油で重要なのは「生産量と発見量の置き換え (Replacement)」という概念

40年前、石油はあと30年と言われていた。40年経ったら、石油はあと50年と言われていた。手当済みの期間が先送りされるだけでなく、可採年数自体が延びて来ている。何故だろうか？ 石油開発会社は生産した原油を販売しながら、さらに探鉱・開発を行い、新規の油田を発見していく。この時、毎年消費する石油を毎年発見される石油の量が上回っていれば、可採年数も延びて来る。また同時に、既存油田では3次元地震探鉱や水平井掘削技術の採用、各種の増進回収法によって石油の回収率を高め、確認可採埋蔵量を増加させることが可能である。このような可採年数はより延びてくる。

年間の新規確認分と生産量とを比較した「石油の置き換え率 (replacement-ratio)」が100%以上であれば「在庫」は嵩上げされていく。この半世紀間は、新規の油田発見が次々と成功し、更に石

油の探鉱・開発技術が大きく向上した。こうして世界レベルで石油・ガスの「在庫」が嵩上げされた時代と言える。

現状、石油は約50年先まで、つまり2070年頃まで手当済みであり、同時に新規の油田が発見されて埋蔵量に追加される営みが継続されている。21世紀の石油産業は極めて安泰であると言って良いのではないか。

3. 近未来ピークオイル論の問題点

2000年代に入った頃は、2010年前にもピークオイルが来るとする「近未来ピークオイル論」の議論が盛んであった。石油はあと数十年だと言っても、前述の通りこれまでも先延ばしになっており、今更驚く人はいない。しかし、あと数年で石油生産量がピークを迎え、以降石油生産が減少していけば、油価は高騰し、世界は少なくなった石油資源の争奪で大きな地政学的問題を抱える。とこう言えば緊迫感がでる。2005年、06年にはこの手の本が数多く出版された。

しかしながらピークオイル論者の手法は、当初から低めに見積もった地球の石油資源量を前提に石油生産予測をモデリングで求めたものであった。08年のリー

マンショックで世界経済が落ち込み、09年には世界の石油消費量もマイナス成長となった。これを捉えてピークオイル論者は、08年がピークオイルの年である、と宣言した。しかし、09年には米国の量的緩和策(QE)が始まって経済は持ち直し始め、10年には石油消費量も回復を見せ始めた。石油の消費量が減少したのは、経済が縮小したからであって、石油資源量に限界が見えたからではない。経済が回復すれば消費も伸び、供給もそれにつられて伸びる。こうして、ピークオイルというものが実態とかけ離れた議論であることが明らかになった。ピークオイル論者は自らのウェブサイトでピークオイルを示した図を削除せざるを得なくなり、この議論は急速に忘れ去られた。

ピークオイルの議論と並行して、石油資源に限界があるならば原子力で対処すべしという意見が出て来て、当時「原子力エネルギー」と呼ばれたことも記憶されねばならない。その頃、筆者の職場にも、ピークオイルを主張する人が「議論しましょうよ」と言って何度も電話を掛けてきたことがあった。この人は某商社のOBで原子力を担当していた。エネルギーの論議の背景には、関係する業界の利権構造があることを認識しておく必

要がある。

同時に、地球や環境の議論になると、地球に破滅が来るかのような議論が定期的に出てくることにも注目したい。古くは1798年に、マルサスが『人口論』を書き、人口は幾何級数的に増加するが生活資源は算術級数的にしか増加しないので、生活資源は必然的に不足する、と警鐘を鳴らした。1910年に地球がハレー彗星の尾を通過する際、天文学者が問題ないと言っているにも拘らず、新聞は人類が彗星の尾のガスで呼吸困難になると書き立てた。1972年にはローマクラブが『成長の限界』を発表して、人口の爆発的増加と経済成長が続いた場合には、人口、食糧生産、資源、環境などの問題で、100年以内に地球の成長は限界に達するとした。

これらの警告は結果的にはいずれも外れている。未来の「予定調和」を無条件に信じる訳にはいかないが、人類にはこのように時々主張される破滅キャンペーンを克服するだけの創造的な能力が備わっているのではなからうか。筆者は、このような現象から「恐怖はビジネスになる」と感じている。テレビなどでは定期的な「このままでは世の中は大変なことになる」と主張する論者が現れて話題となる

が、これは論者とテレビが組んだ新手的ビジネスの類であろう。米国の小説家マイケル・クライトン（1942～2008）は『恐怖の存在』という地球温暖化を壟断した自身の小説の中で、さる老人にこう呟かせている。「政治家は国民をコントロールするために恐怖を必要とする。弁護士は訴訟と金儲けのために恐怖を必要とする。マスコミは販売部数や視聴率のために恐怖を必要とする」

4. 非在来型資源（重質油、シェールオイル）の展望は

重質油・シェールオイルに関しては、2008年12月に米国商品取引委員会が、従来の非在来型という分類を廃して、通常の石油資源と見なすとしたことから、世界の石油確認埋蔵量は約3割増えた。これは、採取方法が異なっている、市場に流通してしまえば差異はないとの考えによるものである。近年、石油の可採年数が大幅に延びた理由の一つがこれである。世界的に重質油の多い国はカナダとベネズエラで、ともに西半球にある。このため、石油埋蔵量世界第1位はベネズエラ、2位がサウジアラビア、3位がカナダとなっている。

シェールオイルは、主に石油の根源岩に対して水平坑井を掘削し、水圧破砕を何段も行って石油を産出するもので、2000年代に実用化された画期的な新技術である。その対象となるのは既知の油田地帯に分布する石油根源岩であり、生産のための集油パイプラインなど、かつての油田地帯にあったものが再活用されることが多い。油田の二毛作とも言えるので、新規の油田地帯が出現した訳ではない。米国エネルギー省の評価では、石油資源量を1割引き上げると推定されている。特にロシアの西シベリアは、米国の上回る資源量があると指定されているが、14年のウクライナ問題に端を発するEU、米国による対露経済制裁で、シェールオイルに関する技術の輸出は禁じられた。ロシアは独自技術で対応を試みているが、捗々しい成果に結びついていない。この他、アルゼンチンのアンデス山脈の麓にあるネウケン盆地で小規模ながら商業的な生産が始まっている。いずれも、地球の石油資源量は上乗せされる傾向にあり、長期的には可採年数の延びが期待される。

シェールオイルは近年米国の石油生産量を5割増しの日量900万バレル台に引き上げ、これが世界の石油供給過剰を

生み、14年以降の油価の下落に繋がった。16年2月には1バレル26ドルにまで下がった。17年1月から、OPECは減産で油価の引き上げを図っている。市場の課題は、過剰となった石油の在庫をいかに減らしていくかで、ようやく取り組める目途が立った段階である。

5. 今も新規油ガス田の発見は続いている

(1) 油田の新規発見

ピークオイルが近々やって来るという主張の根拠の一つは、近年は巨大油田の発見がなく、「発見ピークが過ぎれば生産ピークがそれに続く」状態になるからというものであった。しかし、実際には、2000年代に入っても在来型資源で有力な巨大油田発見のニュースが続いている。これらが、すぐに生産へと移行できるか、その油田の技術や経済の条件、或は石油価格の見通しなどにもよるが、中長期的には資源の世界に有利な状況を作ってくれるものである。

2000年代は、高油価を反映して新規の探鉱は活況を呈し、注目すべき新規発見が相次いだ。油価の低迷している現状では、新規の投資は当然控えらる傾向

向にあるが、今後油価100ドル台はあり得ないにしても、数10ドル台で安定すれば、探鉱活動は順調に進捗するものと期待される。

この10数年間の、新しい油田やガス田が発見された地点を図1に示す。特筆すべきこととして、北カスピ海の巨大油田、ブラジル沖や西アフリカ沖合の10000m以深にある油田、豪州沖、東アフリカ

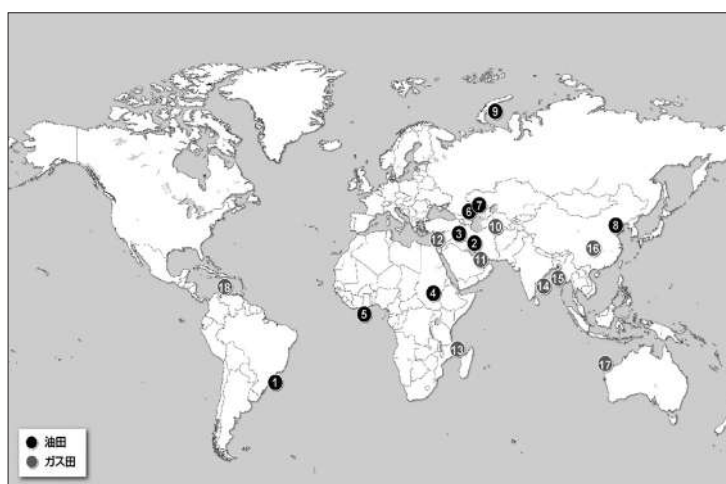


図1 近年の新規発見油・ガス田の地域分布(番号は表1、2参照)

沖の巨大ガスなどがある。特に、大水深技術の進歩が、油田開発の活動領域を大きく広げた。また、東アフリカ、東地中海等、従来評価の高くなかった地域で成功が相次いでいることは、3次元地震探鉱等の探査技術そのものの進歩も大きく貢献していることを示していると言っよい。今後もこの効果は大きく続くものと思われる。それらの新規発見油田の一覧を表1に、同じくガス田の一覧を表2に示す。

新規発見油田に関しては、2000年から14年の15年間に発見された5億バレル以上の巨大油田は9地域を数える。その内訳は、南米のブラジル、特にリオデジャネイロ沖のサントス (Santos) 盆地(図中番号①)の岩塩層下位(プレッソルト)で8油田が発見されており、最大の新規油田地帯となった。特に2010年にはフランコ (Franco) 油田(可採埋蔵量54・4億バレル)、リブラ (Libra) 油田(50・0億バレル)等超巨大油田が発見され、その後もトゥピ (Tupi) 油田、ジュピター (Jupiter) 油田、イアラ (Iara) 油田、カリオカ (Carioca) 油田などの発見が続いている。ブラジルの大西洋岸では、更に北の海岸でも発見が続いており、対岸のアフリカ西岸でも成

表 1 2000年から2014年までの主要な発見油田

番号	国	堆積盆地	油田名	発見年	埋蔵量 (億バレル)
①	ブラジル	Santos	Franco 油田	2010	54.4
		同上	Libra 油田	2010	50.0
②	イラン	中央 Arabian	Yadavaran 油田	2001	35.9
③	イラク	Zagros	Shaikan1 油田	2009	22.0
④	南スーダン	Melut	Palogue 油田	2003	9.6
⑤	ガーナ	Tano	Jubilee 油田	2007	7.0
⑥	ロシア	北 Caspian	Filanov 油田	2005	11.1
⑦	カザフスタン	同上	Kashagan 油田	2000	130
⑧	中国	渤海	南堡(Nanpu) 油田	2005	10.4
⑨	ロシア	カラ海	Pobeda 油田	2014	10.0

功の報がある。大西洋の両岸は今後とも有望視される。中東では8油田が発見され、このうち超巨大油田として2001年のイランのヤダバラン(Yadavaran)油田②(35・9億バレル)、09年のイラクのシャイカ

表 2 2001年から10年までの世界の主要な発見ガス田

番号	国	堆積盆地	油田名	発見年	埋蔵量 (兆cf)
⑩	トルクメニスタン	Am-Darya	Galkynysh	2004	147
⑪	イラン	Rub' AlKhali	Kish	2005	48
	同	同	ForoozB3	2010	18.5
⑫	イスラエル	Levantine	Tamar	2009	9.1
	同		Leviathan	2010	16.0
⑬	モザンビーク	Ruvuma	Windjammer	2010	7.5
	同	同	Lagosta	2010	5.6
	同	同	Barquentine	2010	4.3
⑭	インド	Krishna-Godavari	Dhirubhai1,2	2002	7.0, 6.0
⑮	ミャンマー	Rakhine	Shwe	2004	4.7
⑯	中国	四川	普光Puguang	2003	12.4
⑰	オーストラリア	NorthCarnarvon	Pluto,Wheatstone	2004	4.6, 4.0
⑱	ベネズエラ	Perla	UpperGuajira	2009	10.5

ン(Shaikan)油田③(22億バレル)がある。アフリカでは03年のスーダン(現南スーダン)のパロゲ(Palogue)油田④(9・6億バレル)があり、アフリカ西岸では07年のガーナのジュビリー(Jubilee)油田⑤(7・0億バレル)の

発見も注目される。

旧ソ連ではロシア・カスピ海のフィラノフ(Filanov)油田⑥(11・1億バレル)、カザフスタン・北カスピ海のカシャガン(Kashagan)油田⑦(130億バレル)がある。カシャガン油田は30年来の大発見と言われ、昨年9月からいよいよ生産開始となった。日本企業も開発に参加している。

アジアでは05年の中国・渤海という伝統的地域において南堡(Nanpu)油田⑧(10・4億バレル)が発見されている。全くの新規地域としては、14年にエクソンモービルによる北極海のカラ海で、ポベダ(Pobeda)油田⑨(10・0億バレル)の発見があった。これは北極の石油の有望性を示すものとして注目されるが、ウクライナ問題の時期と重なり、欧米から技術供与が禁止されたため、事業はストップしている。

(2) ガス田の新規発見

次に新規発見ガス田に関して01年から10年までの10年間に発見された埋蔵量3兆立方フィート(以下cf)以上のガス田は35ある。地域別の発見ガス田の数としてはアジア・オセアニア地域が15と最も多くなっている。

この10年間で最大の発見は中央アジア

のトルクメニスタンで04年に発見されたガルキニシュ (Galkynsh、旧Yolotan-Osman) ガス田^⑩ (147兆cf) である。これは、膨大な埋蔵量を有しており、十分ロシアに対抗できる規模である。

中東ペルシャ湾のイランでは、05年に発見されたキシ (Kish) ガス田^⑪ (48・0兆cf)、10年のフォロズ (Forooz) B3ガス田 (18・5兆cf) がある。イランが、天然ガスの埋蔵量で大きな伸びを見せていて、BP統計では12年からイランがガス埋蔵量でロシアを抜いて世界一になっている。

注目されるものとしては東地中海イスラエル沖で09年に発見されたタマル (Tamar) ガス^⑫ (9・1兆cf)、次いで翌年発見されたこれを上回る埋蔵量を有するリバイアサン (Leviathan) ガス田 (16・0兆cf) がある。イスラエルはガスを自給できるようになり、更にはガスをLNGにして輸出できる可能性がある。東地中海の地質評価に大きな影響を与える大発見と言える。エジプト地中海のナイルデルタ沖でも、15年にガス田が発見されており、これからも東地中海では探鉱が活発化するものと期待される。

アフリカでは東のモザンビーク沖^⑬で10年に次々と発見されたウィンジャマー

ル (Windjammer) ガス田 (7・5兆cf)、ラゴスタ (Lagosta) ガス田 (5・6兆cf)、バルケンティン (Barguentine) ガス田 (4・3兆cf) がある。東アフリカは従来、タンザニア沖に小規模なガス田があるだけで、東地中海と並んでポテンシャルは低いと認識されてきたが、これらの発見により期待資源量の引き上げがなされてゆくと思われる。

アジア・オセアニア地域の新規地域としては、インド南東沖のクリシュナ・ゴダバリ (Krishna-Godavari) 盆地^⑭で02年に発見されたディルバイ (Dhirubhai) 1ガス田 (7・0兆cf)、同2 (6・0兆cf) があり、近隣でも複数のガス田が見つかっている。ミャンマー西岸では、04年に発見されたシュウェ (Shwe) ガス田^⑮ (4・7兆cf) があり、13年に中国の昆明までガス・パイプラインが引かれた。

既存地域としては03年の中国四川盆地の普光 (Puguang) ガス田^⑯ (12・4兆cf) 等や、オーストラリア北西大陸棚^⑰の4ガス田がある。その他ではベネズエラ沖のペルラ (Perla) ガス田^⑱ (10・5兆cf) がある。

このように、新規油ガス田の発見は順調に続いており、将来的な危機は当面予

想されない。

6. エネルギーの未来は予想するのではなく主体的に構想するべき

推定できる資源量を根拠に21世紀を通じてのエネルギー利用を構想するとまず、通減するとはいえ21世紀を通じて世界の人口は増加を続けると見込まれ、エネルギーも引き続き供給を増やしていかなければならない。これに対して、石油、天然ガス、石炭、原子力とその他の再生可能エネルギーをどう組み合わせていくかが問題となる。

2070年頃までの石油の資源量は既に手当て済みで、2100年まであと30年分の資源をこれから発見してゆかなくてはならないが、これまでの技術的経験則を当てはめれば達成に本質的な困難があるとは思われない。20世紀と21世紀の200年間で、石油は約4兆バレルが消費される。石油の既往消費量は1・2兆バレル、確認可採埋蔵量は重質油も含めて1・6兆バレルある。今後、既発見資源量から期待される埋蔵量成長と未発見資源量を合わせて、1・2兆バレルが必要となるが、これは現在の活動の成果に比較してそう難しい話ではない。

同時に、石油の需要に関しては2040年頃をピークに、以降はガスへの転換を増やす政策的誘導を図り、石油消費量を制限しつつ22世紀まで温存させたい。

天然ガスは、2011年の米国エネルギー省のレポートによれば、可採年数が53年分、未発見の残存資源量の可採年数が42年で、ほぼ100年分がある。更に世界のシェールガスを加えると59年分あり、21世紀のガス利用は安泰である。しかもこの推定には中東やカスピ海周辺は入っておらず、これを含めれば22世紀までガスの時代は問題なく続くであろう。再生可能エネルギーの利用については、先進国は勿論、途上国にまで拡大できるよう、技術革新とコストダウンを常に進めて、化石エネルギーはできる限り温存してゆく努力が求められる。

未来をどう構想するかという点に関して、エネルギー政策論の世界では「バックキャストイング」という考え方が広く取り上げられている。通常、過去のトレンドを未来に外挿的に延長することで未来を見据えた予測をする手法は、「フォークキャストイング」と言っている。そこではモデリングの手法が重用される。ピークオイルの主張もこのような方法論の一つであった。しかし、モデリングの有効

性は、予測と現実のマッチングの程度で推定されるに過ぎない。私たちはモデルに従い、ベルトコンベアに乗せられるように、或る定まった未来へと連れて行かれるのだろうか？そこには私たちの意思は反映されないのだろうか？

これに対して、「バックキャストイング」とは、在り得べき未来を構想し、そこから振り返って、それぞれの時点でのなすべき政策選択を導き出す (Setting policy goals and then determining how those goals could be met) という考え方である。21世紀を通じてエネルギーをどうするか、これは予測されるものではなく、適切な投資戦略を組んで主体的に選び取るものであろう。前述の通り、資源の埋蔵量は投資の関数であり、どのように投資するかを決めるのは我々自身である。

交通や石油化学の分野では、依然として石油が主要な資源として活用されると思われる。一方、発電、給熱ではガスへのシフトが進められるであろう。1次エネルギーの内電力はその4割程度であり、再生可能エネルギーがあくまで電力であることを踏まえると、これだけでは必ずしもエネルギー問題解決の切り札とはなり得ない。合理的な推計に基づいた

資源量を踏まえ、最適な未来社会を構想する議論が求められる。

このような考え方は、決して新奇なものではない。雄弁家として知られたアテナイの政治家ペリクレス(前490〜前429)も、「大切なのは未来を予測することではない。いかにそれに備えるかである」と述べている。バックキャストの考え方は、2500年前からあったのである。

(2017年4月6日・公開フォーラム)

筆者略歴(もとむら ますみ)

1977年東京大学大学院理学系研究科地質学専門課程修士修了。博士(工学)。77年石油開発公団(当時)入団、98年計画第一部ロシア中央アジア室長。2001年オクスフォード・エネルギー研究所客員研究員。04年独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)調査部 主席研究員(ロシア担当)。

著書『石油大国ロシアの復活』(アジア経済研究所)、『化石エネルギーの真実』(石油通信社)、『日本はロシアのエネルギーをどう使うか』(東洋書店)



編・訳 上松玲子

歴史はあるけれど

山西省太原市東城巷街に周囲の建物に馴染まない2階建ての建物がある。前世紀50年代に建てられた窑洞（ヤオトン）という洞穴式住居と煉瓦造りの複合住居だ。杏花嶺街道事務所にはこの建物が危険であり住人に転居を勧告するという通知が貼り出されたが、転居は進まない。建物の灰色の煉瓦の外壁はこの街の昔の姿を映している。通りに面した階段の煉瓦は凸凹で両足でもバランスをとるのが難

しい。慎重に2階に上ると洞穴式の住居の特徴がよくわかる。だが壁は剥がれ、電線はむき出しに。鍵がかけられたドアが多い中たまに開いていたドアを覗くと中は雑貨店のような。住人の宋さんは10年ほどここを借りて住んでいるという。

宋さんによれば住人のほとんどが賃貸入居の勤め人で昼間は留守だという。暖房もなく、台所もないが、住めば慣れるし、半年で600元という家賃と場所のよさで、住人は退去したがないというのだ。思い出も詰まっている。

洞穴式住居は中国の古代の伝統住居で、特に黄土高原に位置する山西省には様々なタイプのものがある。しかし都市部にあるのは極めてめずらしい。だが、この建物は老朽化が深刻で修復が不可能である以上、退去もやむを得ないかもしれない。

『山西晩報』2017年4月24日

シェアサイクルの問題点

河北省石家庄市各地でも昨年

末からシェアサイクルが急速に普及、便利だが問題も出現している。ある市民は小さな子どもがシェアサイクルで通学し、路上で追いかけてこをしたり騒いだりしていることに危険を感じている。確かにサドルが高く足のつかない自転車は猛スピードで飛ばす子どもやふらつきながら乗っている10歳未満の子どもを目にする。少し前、上海で小学4年生の男児がOFO社のシェアサイクルに乗っていて大型バスに巻き込まれる事故が起き、世間の注目を浴びた。

交通警察部門は関係規定によれば12歳未満の児童は一般道で自転車に乗ってはならず、発見したら制止し、保護者に注意、指導すると表明している。

では、子どもはどうやってシェアサイクルの鍵をあけるのか。1つにはセキュリティが甘く、1台の自転車に割当られた4桁の暗証番号が固定であるため、ロックをしただけで暗証番号が合ったままにしておく、押すだけで簡単にあけられるのだ。

この方法で利用料を払わずに使用している小学生は少なくない。また、シェアサイクルに契約している親と一緒に歩くためにロックを外して乗せているケースもあるようだ。

弁護士は12歳未満の子どものシェアサイクルの事故の責任は保護者とシェアサイクル運営者が応分に担うことになるという。石家庄庄園小学校でも問題があり、教師から父兄や生徒に再三注意を促しているという。

シェアサイクルを運営する会社の対応はどうか。OFOでは現場で車両の移動や修理にあたる運営員が監視を強化するほか、車体の警音シールやアプリ、ショートメール、SNSで利用者に注意喚起しているという。

『河北新聞ネット』2017年4月27日

マンモス小学校の現状

湖北省武漢市新洲区邾城一小では、それまでの10年間2700人前後で安定していた生徒数が、2010年から爆発的に増え始め、2015年には400

0人を突破、2016年9月には4331人と区最大の学校に、武漢市でも最大の小学校になった。4階建ての校舎3棟に70学級が配置されている。月曜日の国旗掲揚式を見学する。8時になると廊下は満員だ。各校舎の上階から、各階では階段に近い学級から順番にグラウンドへ向かう。入場に10分はかかる。体操、下校、トイレの使用など日常の活動1つ1つに危険が伴う。トイレは学級ごとに使用場所が決められ、休み時間には交通整理員が立ち、混乱や将棋倒しを防ぐため並べせたり通路を確保したりする。グラウンド使用も下校時間も学年によって曜日や時間をずらし混乱を防いでいる。

2004年に学校が開設した食堂は定員が2000人。2014年からは1年生から3年生には食事を提供しないと決め、4年生以上も今までの3食提供から朝昼の2食提供に変更された。農村人口が新洲区の市街地に大量に移転したことが生徒激増の背景にある。生徒の3分の1が

出稼ぎや住宅購入で移ってきた農民の子弟だ。新洲区全体の義務教育の生徒数は6万4000人で、その3分の2が市街地に集中、さらに郊城街には2万5000人が集中し、うち1万人が農村出身の家庭である。区は新しい小学校を4校建設する予定で、うち1校が来年開校する予定だ。『長江ネット』2017年4月27日

国宝級が粉々に

深圳市民の王さんは長年骨董集めを趣味にしている。1か月前湖南省の友人から680万円で購入した夔龍紋双耳三足円形鼎青銅器が宅配業者の順豊快速で送られてきたが、蓋を開けたら粉々になっていたという事件は、今でも補償問題が決着していないそうだ。

これは同時に送られた12件合計金額1億円を超える品物の1つ。もともと買い手の王さんは湖南省まで車で取りに行こうとしたが、休日の道路混雑に巻き込まれ、途中で引き返してしまった。そこで売り手は宅配便で送ること

にし、梱包や計量は宅配業者の担当者が来て行った。計135キロ、輸送費は675元。実際の金額を書いて、なくなることを恐れ、普通の骨董品だと言わず、伝票上の品名は「磁器」とし、保険は150元で上限3万円までかけられた。

順豊は当初、保険会社の問題であると回答したが保険会社は、本来宅配便で扱える品物ではなく、品名も実際と違うとして支払いを拒否。では業者はなぜ、保険金を受け取ったのか、また荷物が骨董と知っていて引き受けているのではないかと抗議した結果、業者は鑑定結果が出れば保険の上限である3万円までは補償すると表明している。

宅配便の荷物の損害や紛失に関する法律は未整備であり、訴訟になった場合は裁判官個人の裁量によるところが大きい。実際骨董品を送ってはいけないという規定もない。今回の件で宅配業者に落ち度があるのは明らかだが、問題は補償金額だろう。送り主は本当の価値を明らかにしていない

かったのだから。

『羊城晚報』2017年5月4日

入隊手当を増額へ

今年も北京市で大学生徴兵事業が全面的に開始された。

ここ数年北京市は高学歴者の優先徴兵、技能訓練、経済補助の面での優遇政策を打ち出してきたが、今年の優遇政策は昨年より引き上げられ、本科生への各種経済補助と部隊勤務手当は兵役期間2年で21万6千元、高校生、職業高等学校、高等専門学校、技術学校生は18万2千元以上と、昨年にくらべ2万8千元引き上げられた。退役後の処遇では昨年の例でも就職、進学面で優遇される。

このほか、志願兵に対する優遇基準、兵役登録、兵役拒否者を社会信用ブラックリストに載せるなどの厳格管理について、新たな施策が検討されている。

今年末に18歳になるすべての男子は6月30日までに兵役登録しなければならない。

『北京青年報』2017年5月5日

出かけて
みました

途中下車の島を物語る

中川啓造（会員）

いので、ここを活用します。

ポチャーン、ポチャーン、こ
げ茶色の物体が海中目掛けて落
下すると、名も知らぬ魚が集ま
り、それを食べる。それは先程
まで我が体内で消化されなかつ
た物体、うんこです。

ここは、インドネシア中部



用水路とトイレ



トイレ

僕は縁あって友だちにここへ
連れて来てもらい、2回目から
は一人でやって来て、都合5回
目の島訪問。毎年やって来てお
り、常連の宿として漁師の家を
利用しています。ここでは英語
が通じず、必要な現地語、イン
ドネシア語は全く分かりませ
ん。コミュニケーションはどう
やって取るかといえば、第六感
の鋭い方である僕は何となく通
じています。

今から50年以上前、森村桂さ
んの『天国に一番近い島』とい
う本が一世を風びしましたが、
僕にとってはその様なところ
です。

文明国から来た自分にとって
は見るモノ、聞くモノ、総てが
ビックリの異次元の世界です。



ジャワ海を望む

島へたどり着く方法として
は、ジャワ港から出る高速
船、またはフェリーがなく、
それも週3ないしは4便しか出
なく、運航していない日もあり
ます。波が高いと船が欠航とな
り、時間に余裕のあるヒマ人し
か行けないような所。幸か不幸
か僕が島を訪れた際には日本人
に1人も出会っておりません。
もっとも港の近くのツアー案内
板には日本語でも表記されてい
るので、日本人も来るのかもし

れません。

さて、「三種の神器」という言葉を覚えておられますか？白黒テレビ、洗濯機、冷蔵庫です。昭和34年の皇太子さまの御結婚を機に起こった電化ブームのことですが、この島の三種の神器といえば、オートバイ、テレビ、炊飯器でしょう。



炊飯器と食器

平均月収が1万円にも満たないこの島では、価格が5〜6万円もするオートバイが各家庭に1台必ずあり、小学生でもその

バイクに乗って島の道路を縦横無尽に走っています。テレビは各家庭に衛星放送用のパラボラアンテナが建っており、夜には各家庭の一家団らんの間になっています。炊飯器は日本で最初に出た頃のモノで炊く機能のみ、米は島では取れないので島外から買っています。

まず驚いたことは、プライバシーが余りない社会ということですね。こんなことがありました。朝起きてみると、そばに隣の家の子どもが寝ておりました。彼は昨晚、僕が泊っている家の子どもと遊んでいるうちにどうやら寝てしまったようです。また、近くの大人が来て残っていた御飯を食べたことです。それも一度ならず何回もありました。

あと女性の大きな仕事として洗濯があります。電気が通じているのが夜間のみなので、洗濯機が無く、家族が多人数で暑いゆえ、汗をたくさんかきますので、1日の内2時間以上はその作業に携わっています。

この島では各地区にイスラム教のモスクが必ずあり、それを中心にしたコミュニティが形成されているようです。ですから何かあったらお互いに助け合い、例えば健康保険、生命保険など無く、困っている人をお互いにカバーし合っています。

食事の質をみると、主食は白米でオカズは魚のみ、たまにインスタントラーメンがオカズになり、野菜は殆ど取らず、フルーツもたまにしか。恐らく平



焼魚



おひつとオカズ

均寿命は60歳そこそこではないでしょうか。見てみるとストレスも少ないようです。

翻って今の日本を見るに、確かに物質的には豊かになりましたが、心はいつも不平不満を抱えて社会がギスギスしています。

僕はここへ来ると「幸せとは何なのか」ということを改めて考えさせられます。

合掌

春の日本銀行見学会

戌亥芳秀（会員）

みなさんは「ニチギン」と聞いて何を思い浮かべますか？お金を管理する大事なこと、銀行の銀行、金融政策を実施するところ、アベノミクスに深く関わっているところ、金利をマイナスにしたところ、黒田さんがトップ、国の機関？ 等々。正

に「群盲像を撫でる」ように、そのイメージはさまざまです。こうした「ニチギン」を知ろうと、会員相互の親睦を図るため、4月12日（水）日本銀行本店と日銀貨幣博物館の見学会を実施しました。

前日の雨とは打って変わり晴天の下、見事な満開の桜に迎えられ、広大な敷地の一角にある北門前に、参加者20名全員が定刻午後1時半前に無事集合。国際空港並みの厳重な持ち物チェックを受け、身分証明書を提示してやっと入館することができました。私たちが案内してくれたのは、入行2年目の方で、笑顔で次々わかりやすく説明してくれました。

まず日本銀行本店では建物の歴史を学びました。国の重要文化財に指定されている本店旧館

は、東京

駅の建築

家として

も名高い

辰野金吾

博士の監

督の下、

1896

（明治29）

年に完成

したもの

で、洋風

建築の傑作といわれています。

設立当初55人の従業員は現在では4600人に増加し、1日当

たりの平均取り扱い金額は約1

00兆円となっているそうです。

昔は多くの銀行員で賑わっ

ていたが、現在では完全システ

ム化（日銀ネット）されている

ため人影はほとんど見当たらないとのこと。歴代の総裁の肖像

画を見た後、重厚な金庫を見

学、そして昔は馬車が入ってき

たという中庭で集合写真撮影。

プレゼンテーションルームで20

分のビデオを見たりお土産を

買った後から、一同隣接す

◀日銀の入口



る貨幣博物館へ移動、40分ほど展示物を見ながらお金に関するさまざまな知識を得ました。

約2時間の見学を終え、場所を変え京橋の「北海道」にて懇親会を開催、こちらの参加者は18名でした。会長のあいさつの後、和気あいあい、喧々囂々、会員相互の熱い交流が成され、最後に本日の功労者である元日銀副総裁の藤原会員の締めのおいさつで終了となりました。好天に恵まれ、全員けがもなく見学会を終えることができ、とても有意義な一日でした。



日銀の待合室

日銀前の桜



ようよう

陶々俳壇

兼題…「時鳥」「草」
席題…浜離宮吟行

鏃先に舞ふ初蝶やひらりひら
〃 鈴木南山

☆ 〇外つ国の人ら正座や夏座敷(特和水)
濤蹴立て群なす飛魚のはばたけり(特宏太) 大内善一

山宿の目覚め身近かや時鳥
〃 岡和水

〇緑濃き松蔭の池ビルの影(特まもる)
夏衣異国の客の幾組も 長野宏太

〇夏の雨江戸と東京あや繋ぎ(特由紀子)
風薫る木立の映える潮入り池 橋本紅杓

〇老婆摘む餅草のあく爪に貯め 戸部まもる
時鳥その初鳴きに気魄あり(特善一) 〃

滂つくしならむ白鷺の孤高立ち(特紅杓) 馬場由紀子
切株の虚ろ雨除け青蛙 〃

☆最高点 〇由紀子選 (特)各人の特選

選後評

馬場由紀子

皮脱げてうぶ毛の白し竹の節 まもる

皮が脱げたら白い産毛が見えたというのだ。これを人に例えたら、服を脱いだら白い産毛が……、となる。なんとも艶めかしい。しかし、その実は、竹。生命力豊かな竹の成長の一場面だった。

S Lの臨時停車や時鳥 南山

最近観光のための蒸気機関車が走るようになった。白い蒸気を吐きながら進む黒いボディが美しい。「デゴイチ」「貴婦人」などの愛称で親しまれてきた機関車。初夏の山間を走る楽しく贅沢なひととき…。

夏木立時代を超えて浜離宮 宏太

初夏の浜離宮はやわらかい雨に洗われて、瑞々しい翠を誇り、高層ビルに囲まれながらも、江戸の姿を今に留めている。はじめは異様に思えたビル陰も次第に目に入らなくなり、二百年の時をタイムトラベル。

母の日や母の笑顔に陰りなし 善一

いくつになっても母は恋しいもの。作者は句集の出版に当たり、本の装丁にお母様の着物の帯を使われたというエピソードがある。現在も積極的に国内外と旅をなさっている作者だが本当に行きたい処は在りし日の母の許かもしれない。

新緑の藤棚くぐり伝い橋 紅杓

浜離宮の藤棚を超えて池の方へ向かうと杳々「伝い橋」が架かっている。そこには潮入りの池が白鷺、鶴、亀、魚、貝等々の生命を育んでいる。池の畔では松が見守るように枝を伸ばしている。

雨上り草木いきいき風薫る 和水

この時期の雨は草木を育てている。大都會の真ん中でも緑がもりもり盛り上がる。浜離宮の緑もそれは見事に盛り上がっていた。その草木の息吹にどっぷりと浸り吟行を満喫することが出来た。

悩ましい選句

長野宏太郎

当協会の俳句同好会で楽しみのひとつは、句会への参加です。句会の内容や進め方は一般的なものですが、現在、自身自身の課題は選句にあります。

よい句と思うのは個人によって異なります。大新聞などの俳句の紙面で、著名な選者4〜5名の場合でも複数の方の選句は稀です。つまり、選句は当然なことですが、俳句や人生についての個人の考えや今までに歩いてきた経験などが強く反映されているからだと思います。私なりに選句に当たって気を付けている点をいくつかあげてみると、

- 原則として有季定型の句であること
 - 季語が全体として響き合っている句
 - 17音ですが詩的な余韻の感じられる句
 - 情景が絵のように具体的に浮かぶもの
 - 今を詠み感動を覚える素材であること
 - 単なる説明や報告に終始するものや理屈っぽい句や説教じみた句は避けたい。
- 幸いわが句会では、選句について会員同士の率直な話し合いがあり、馬場先生から懇切なご指導があるのは大いに勉強になります。選句は作句に直結するものでぜひ生かしていきたいと願っています。

協力会 通信

◆理事会からのご報告

4月27日の理事会において、第6回定時社員総会に提案する左記の議題を討議し、承認しました。

第1号議案

平成28年度事業報告（案）

第2号議案

平成28年度決算（案）

第3号議案

理事8名選任の件

第4号議案

監事1名選任の件

第5号議案

「定款」一部改訂（案）

第6号議案

「会費規程」及び「入会及び退会規程」一部改訂（案）

（事務局・藤沼弘一）

会員だより

◎新会員

〈正会員〉

岡田 実氏

（協力会員より資格変更）

同好会だより

〈一石会〉 5月例会優勝

岡 和良氏

〈謡曲会〉

6月20日例会 実施予定曲目

曲目		役 割	地頭
花 月	シテ神保	ワキ鶴川	堀野
田 村	シテ堀野	ワキ土屋	神保

編集後記

▽今月は巻頭に同志社大学の丁偉偉氏に新聞記事に見る尖閣諸島問題の取り扱いの変遷を、統計的手法による分析を用いて解明していただきました。数式を使わなかった分、文章が分かりにくくなりましたがご容赦ください。この問題につきましては、これまで何回も取り上げてきま

したが、今回の論文で一区切りとしたいと思います。

▽世界の注目の的でしたフランス大統領選の決選投票が7日に行われ、無所属で親EUを掲げたエマニュエル・マクロン氏が、右翼・国民戦線のマリヌ・ルペン氏を破り大統領に選出されました。昨年6月のイギリスのEU離脱から始まった「自国第一主義」の流れは一段落したようです。マクロン氏は39歳でフランス史上最も若い大統領だそうです。ENA出身の超エリートですが政治経験はなく金融界で活躍、オランダ政権の経済相を務めていました。若き指導者の前には、頻発するテロ、10%に達する失業率への対策など、課題が山積しています。実力はこれから示されることになりませんが、依然としてグローバルズムが生み出した社会の分断や格差が大きく横たわっています。エリート出身の大統領がどう対応するかが注目されます。

▽私は世論調査を生業としてきましたので、内閣の支持率や政

党支持率は毎月丹念に見ていますが、安倍内閣の支持率は50%超の高率を保っています。その強引な国会運営、稚拙な答弁、資質を疑うような閣僚、どれをとってみても支持率が低下してもおかしくない状況ですが、高原状態を保っています。不思議な現象です。要因はいろいろ考えられますが、これといった決め手になるものは見つかりません。私は、緊張する半島情勢や中国の積極的なアジア外交などを考慮すると、国民の安全保障に対する不安が根底にあるかなとは密かに思っています。確たる自信はありません。国内に不満・不安があるとき、その関心を外に向けることは為政者の常とう手段ですが、韓国との対立、北朝鮮のミサイル発射実験に対する過剰な反応など近隣諸国との緊張感を高める行為に見るのは穿ち過ぎでしょうか。

（福島靖男）

2017年 6 月の行事予定

- 1 日（木） ○公開フォーラム 14：00
「安倍 1 強政権の課題と当面の政局展望」
泉宏氏（政治ジャーナリスト、時事通信社客員解説委員）
- 2 日（金） 関西地区懇親会 12：00（於ホテルグランヴィア大阪）
- 2 日（金） 近現代史講座 14：00
- 7 日（水） 俳句会 13：00
投句の場合は兼題「兜虫、浅」及び当季雑詠
- 9 日（金） 一石会囲碁例会 11：00
- 13 日（火） 謡曲会（松木先生稽古日） 14：00
- 15 日（木） ◎公開アジア研究懇話会 18：30
「梁啓超と現代中国—和製漢語の中国への輸入」
李海氏（香港衛星テレビ東京支局長）
- 20 日（火） 謡曲会例会 14：00
- 22 日（木） ○公開フォーラム 14：00
「仏大統領選結果と今後のEU」
荻野文隆氏（東京学芸大学教授）
- 27 日（火） 謡曲会（松木先生稽古日） 14：00
- 29 日（木） ○公開フォーラム 14：00
「中国の婦女子は今…」
姫田小夏氏（ジャーナリスト）

6 月 の 会 議 予 定

1 日（木）	講演委員会	15：30	8 日（木）	理事会(第8回)	14：00
〃	広報委員会	15：30	12 日（月）	国際交流委員会	14：00
2 日（金）	東北委員会	14：00	23 日（金）	諮問会（第 2 回）	13：00
5 日（月）	環境委員会	14：00			

※会員外一般聴講者の参加費は、◎印：1000円、○印：500円、無印：無料です。

※下線は通常日程に変更あり

